

仙台市産材利用促進協力事業者登録制度事務取扱要領

(令和8年6月15日農林部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は市民及び事業者における仙台市産材の利用促進に資することを目的とした事業者登録に係る要件及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 仙台市産材

仙台市内で合法的に伐採された原木(素材)又は当該原木(素材)を加工した木材製品をいう。

二 事業者

次に掲げるいずれかの事業種の事業者をいう。

ア 仙台市内の森林等で合法的な立木の伐採、造材、集材等を行い、素材を生産する素材生産事業者。

イ 仙台市内の森林等で合法的に生産された原木を用いて、宮城県内で製材又は加工を行い、木材製品を生産する木材加工事業者。

ウ 仙台市産材の仕入れ、保管及び販売その他これらに附帯する業務を行い、木材の流通を担う木材流通事業者。

エ 仙台市産材を使用した住宅や店舗、事業所等の設計を行う、宮城県に本店又は支社若しくは支店を有する設計事業者。

オ 仙台市産材を使用した住宅や店舗、事業所等の建築を行う、宮城県に本店又は支社若しくは支店を有する建築事業者。

(登録要件)

第3条 仙台市産材利用促進協力事業者の登録にあたっては、次の各号の共通要件をすべて満たすものとする。

一 仙台市産材の利用促進に積極的に取り組む意欲があること。

二 市が実施する仙台市産材促進に関する調査等に協力すること。

三 市民及び事業者からの仙台市産材に関する問合せに真摯に対応すること。

四 暴力団等と関係を有していないこと。

五 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。

2 仙台市産材利用促進協力事業者の登録にあたっては、次の各号の該当する事業種の個別要件を満たすものとする。

一 素材生産事業者にあつては、森林の伐採等に関して関係法令を遵守していること。

二 木材加工事業者にあつては、宮城県内で製材又は加工を行い、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)を遵守していること。

三 木材流通事業者にあつては、クリーンウッド法を遵守していること。

四 設計事業者にあつては、宮城県内に本店又は支社若しくは支店を有し、建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所登録をしていること。

五 建築事業者にあつては、宮城県内に本店又は支社若しくは支店を有し、建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を有していること。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第1項第5号に規定する要件は、市長が登録の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第1項第5号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(登録手続き)

第6条 市への登録を希望する事業者は、登録申請書(様式第1号)により、経済局農林企画課宛て申請するものとする。

2 市長は、申請があつたときは当該申請の内容を審査し、適当と認められる場合は登録手続きを行い、申請者に登録証(様式第2号)を交付する。

3 市長は登録決定を行ったときは、仙台市ホームページで当該事業者(以下「登録事業者」という。)とその活動内容を公表し、市民及び事業者に対する情報提供に努めるものとする。

(登録期間及び更新)

第7条 仙台市産材利用促進協力事業者の登録期間は1月1日から12月31日までとする。ただし、登録決定が1月1日以降の日である場合には、当該年の12月31日までの間とする。

2 登録事業者が同様の内容で翌年の1月1日より続けて登録を希望する場合で、登録更新が妥当と認められる場合は申請手続を省略し、登録更新できるものとする。

(変更の届出)

第8条 登録事業者は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに登録変更届出書(様式第3号)を届け出なければならない

(登録の辞退)

第9条 登録事業者が登録を辞退する場合は、登録辞退届出書(様式第4号)に登録証を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- 一 登録事業者の電話連絡先が不明となり、活動実態が確認できないとき。
- 二 虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたとき。
- 三 その他登録事業者として適当ではないと認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録の取消をするときは、登録事業者にその旨を通知するものとする。
- 3 登録事業者は登録の取消を受けた場合にあつては、速やかに登録証を市長に返納するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか円滑な登録制度の実施に関し必要な事項は、農林企画課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月24日から実施する。

登録申請書

仙台市長 様

申請者 事業者の名称
代表者職・氏名

仙台市産材利用促進協力事業者登録制度事務取扱要領第3条に規定する登録要件を満たしているため、第6条の規定により下記のとおり申請します。

【着色項目は市ホームページで公開する】

(空欄に記入・該当項目に☑)

1 事業種	<input type="checkbox"/> 素材生産事業者 <input type="checkbox"/> 木材加工事業者 <input type="checkbox"/> 木材流通事業者 <input type="checkbox"/> 設計事業者 <input type="checkbox"/> 建築事業者
2 登録要件	<p>【共通要件】</p> <input type="checkbox"/> 仙台市産材（以下「市産材」）の利用促進に積極的に取り組む意欲がある <input type="checkbox"/> 市が実施する市産材促進に関する調査等に協力する <input type="checkbox"/> 市民・事業者からの市産材に関する問合せに真摯に対応する <input type="checkbox"/> 暴力団等と関係を有していない <input type="checkbox"/> 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する場合)を行い、かつ、本市の市税を滞納していない
	<p>【個別要件】</p> <input type="checkbox"/> （素材生産事業者）森林の伐採等に関して関係法令を遵守している <input type="checkbox"/> （木材加工事業者）県内で製材又は加工を行い、クリーンウッド法を遵守している <input type="checkbox"/> （木材流通事業者）クリーンウッド法を遵守している <input type="checkbox"/> （設計事業者）県内に本店又は支社若しくは支店を有し、建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所登録をしている <input type="checkbox"/> （建築事業者）県内に本店又は支社若しくは支店を有し、建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を有している
3 事業者名	
4 所在地	〒
5 担当者	氏名： 電話番号： メールアドレス：
6 連絡先	電話番号： メールアドレス： ※市民や事業者からの市産材に関する問合せに対応可能なものを記入。 電話番号とメールアドレスどちらか一方でも可。

(次頁につづく)

<p>7 取扱内容 ※一つ以上選択</p>	<p>【素材生産事業者】 <input type="checkbox"/> 針葉樹原木（市産材） <input type="checkbox"/> 広葉樹原木（市産材） <input type="checkbox"/> 市産材伐採現場の見学（応相談）</p> <hr/> <p>【木材加工事業者】 <input type="checkbox"/> 主要構造部材（市産材） <input type="checkbox"/> 内装材（市産材） <input type="checkbox"/> 外装材（市産材） <input type="checkbox"/> 集成材（市産材） <input type="checkbox"/> 合板（市産材） <input type="checkbox"/> 広葉樹製品（市産材）の取扱</p> <hr/> <p>【木材流通事業者】 <input type="checkbox"/> 針葉樹原木（市産材） <input type="checkbox"/> 広葉樹原木（市産材） <input type="checkbox"/> 主要構造部材（市産材） <input type="checkbox"/> 内装材（市産材） <input type="checkbox"/> 外装材（市産材） <input type="checkbox"/> 集成材（市産材） <input type="checkbox"/> 合板（市産材） <input type="checkbox"/> 広葉樹製品（市産材）の取扱</p> <hr/> <p>【設計事業者】 <input type="checkbox"/> 市産材を使用した戸建住宅の新築 <input type="checkbox"/> 市産材を使用した戸建住宅のリフォーム <input type="checkbox"/> 市産材を使用した店舗・オフィスの新築 <input type="checkbox"/> 市産材を使用した店舗・オフィスのリフォーム <input type="checkbox"/> 市産材を使用したマンションのリフォーム <input type="checkbox"/> 市産材広葉樹の利用</p> <hr/> <p>【建築事業者】 <input type="checkbox"/> 市産材を使用した戸建住宅の新築 <input type="checkbox"/> 市産材を使用した戸建住宅のリフォーム <input type="checkbox"/> 市産材を使用した店舗・オフィスの新築 <input type="checkbox"/> 市産材を使用した店舗・オフィスのリフォーム <input type="checkbox"/> 市産材を使用したマンションのリフォーム <input type="checkbox"/> 市産材広葉樹の利用</p>
<p>8 市税滞納 状況確認</p>	<p>私（法人を含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を経済局農林企画課が税務担当課に照会することに</p> <p><input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません ⇒ 証明書の添付が必要になります※</p> <p>※「同意しません」の場合、区役所・総合支所税証明担当課において「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限ります。）の交付を受けてください（1 通 300 円の手数料が必要です）</p>

(様式第2号)

仙台市産材利用促進協力事業者登録証

事業者名称 _____

登録番号 _____

上記事業者を「仙台市産材利用促進協力事業者」
として登録します。

年 月 日

仙台市長

(様式第3号)

年 月 日

登録変更届出書

仙台市長 様

申請者 事業者の名称
代表者職・氏名

仙台市産材利用促進協力事業者登録制度事務取扱要領第8条の規定により、登録内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

1 登録番号		
2 登録年月日		
3 変更内容	変更前	変更後

(様式第 4 号)

年 月 日

登録辞退届出書

仙台市長 様

申請者 事業者の名称
代表者職・氏名

仙台市産材利用促進協力事業者登録制度事務取扱要領第 9 条の規定により、登録を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

1 登録番号	
2 登録年月日	
3 辞退理由	

※登録証を添付すること